

第24回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年12月23日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 9階 会議室

議案

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

目次

- 第24回 定時株主総会招集ご通知 …… 1
- 株主総会参考書類 …… 2
- 事業報告 …… 8
- 連結計算書類等 …… 24
- 監査報告書 …… 28

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご来場を見合わせ、**郵送により事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます**。また、株主総会にご出席の株主様へのお土産は昨年引き続き取り止めさせていただいております。

株式会社インタートレード

証券コード：3747

株 主 各 位

証券コード 3747

2022年12月8日

東京都中央区新川一丁目17番21号

株式会社インタートレード

代表取締役社長 西 本 一 也

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ご出席に際してはご自身の体調や開催日時等の状況等をご確認の上、慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年12月22日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 9階
(末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- | | |
|------|--|
| 報告事項 | 1. 第24期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき当社ウェブサイトに掲載しており、本招集通知に添付の連結計算書類及び計算書類は、監査報告の作成に際して監査役及び会計監査人が監査を行った計算書類等の一部であります。

◎株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいて、掲載いたしますのでご了承ください。

◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト

<https://www.itrade.co.jp/ir/>

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<u>第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 <新設>	<削除> 第15条(電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2、当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
<新設>	<p>(附則)</p> <p>2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>2、本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役である西本一也、尾崎孝博、阿久津智巳、内藤敏裕及び平石智紀の5氏の任期が満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

にしもと

かずや

西本

一也

(1964年6月17日生)

再任

■所有する当社の株式数 1,346,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年1月	当社設立とともに代表取締役社長就任	2012年3月	当社取締役副社長第二事業本部長就任
2001年10月	当社取締役会長就任	2016年3月	当社取締役副社長兼金融ソリューション事業本部長就任
2003年3月	当社取締役就任	2018年10月	当社代表取締役社長就任(現任)
2009年1月	当社業務執行役員第二事業本部副本部長就任	2018年11月	株式会社デジタルアセットマーケティング代表取締役就任(現任)
2009年12月	当社取締役第二事業本部長就任		

取締役候補者とする理由

西本一也氏は、当社設立以来、当社グループの事業拡大に邁進してまいりました。今後も当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

おざき

たかひろ

尾崎

孝博

(1965年10月17日生)

再任

■所有する当社の株式数 230,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年1月	当社設立とともに取締役副社長就任	2009年8月	当社取締役副社長兼最高執行責任者兼第一事業本部長就任
2003年3月	当社取締役副社長兼最高執行責任者就任	2009年12月	当社代表取締役社長就任
2005年6月	インタートレード投資顧問株式会社代表取締役社長就任	2017年11月	一般財団法人ホワイトロック財団 理事就任(現任)
2007年4月	当社取締役副社長兼第一事業本部長就任	2018年10月	当社取締役就任(現任)
2007年8月	当社取締役第一事業本部長就任		

取締役候補者とする理由

尾崎孝博氏は、当社設立以来、当社グループの事業拡大に邁進してまいりました。今後も当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

あ く つ と も み

阿久津 智巳 (1968年6月25日生)

再任

■所有する当社の株式数

5,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月	勸角証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社	2010年12月	当社業務執行役員社長室・経営企画部門担当兼社長室長就任
1999年6月	富士通株式会社入社	2011年10月	当社業務執行役員新事業開発部長就任
2002年7月	株式会社インタートレード入社	2012年6月	当社業務執行役員ITソリューション事業本部長就任
2003年2月	当社業務執行役員ビジネス推進部長就任	2013年12月	当社取締役ビジネスソリューション事業本部長就任（現任）
2008年1月	当社業務執行役員第一事業本部副本部長就任		
2008年12月	当社取締役第一事業本部副本部長就任		

取締役候補者とする理由

阿久津智巳氏は、当社に入社以来、営業業務に携わり、2013年に取締役に就任し、現在も取締役としてビジネスソリューション事業の本部長を務めております。今後も当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

ないとう としひろ

内藤 敏裕 (1963年6月27日生)

再任

■所有する当社の株式数

25,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月	日本勸業角丸証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社	2013年12月	当社取締役ヘルスケア事業本部長就任
1998年9月	東洋証券株式会社入社	2015年10月	当社業務執行役員ヘルスケア事業本部長就任
2013年4月	株式会社インタートレード入社	2019年12月	当社取締役ヘルスケア事業本部長就任（現任）
2013年8月	当社ビジネス推進部長就任		

取締役候補者とする理由

内藤敏裕氏は、当社に入社以来、営業業務に携わり、2013年に取締役に就任し、現在も取締役としてヘルスケア事業の本部長を務めております。今後も当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年10月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	2014年9月	税理士法人アクリア 代表社員就任（現任）
2007年10月	公認会計士登録	2017年12月	株式会社日本クラウドキャピタル(現株式会社FUNDINNO)取締役就任（現任）
2011年8月	株式会社アクリア 代表取締役就任（現任）	2019年12月	当社社外取締役就任（現任）
2014年8月	税理士登録	2022年6月	三桜工業株式会社 社外監査役就任(現任)

社外取締役候補者とする理由、期待される役割及び社外取締役としての在任期間

平石智紀氏は公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、社外取締役として当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって3年となります。

- (注) 1. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の平石智紀氏は、社外取締役候補者であります。同氏は東京証券取引所が定める独立役員として届出を行っており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
3. 当社は平石智紀氏との間で会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏が原案どおり選任された場合、当該責任限定契約を継続します。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任を負うとしております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、当事業報告18頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、現任監査役である内田久美子氏の任期が満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

うちだ くみこ	独立役員候補者	社外監査役候補者	再任
内田 久美子 (1970年3月1日生)	■所有する当社の株式数		一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2000年4月	弁護士登録、鳥飼総合法律事務所入所	2016年7月	株式会社ビューティガレージ社外取締役就任 (現任)
2011年4月	株式会社ミサワ社外監査役就任	2016年12月	当社監査役就任 (現任)
2016年1月	和田倉門法律事務所創設、パートナー弁護士就任 (現任)	2017年4月	株式会社ミサワ社外取締役就任 (現任)
2016年5月	株式会社トレジャー・ファクトリー社外取締役就任 (現任)	2019年3月	ピクスタ株式会社社外取締役就任 (現任)

社外監査役候補者とする理由及び社外監査役としての在任期間

内田久美子氏は、弁護士としてこれまで企業法務における豊富な実務を通じて経営に関する十分な知識と経験を有しており、専門的な見地から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。なお、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

- (注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 内田久美子氏は、社外監査役候補者であります。同氏は東京証券取引所が定める独立役員として届出を行っており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
3. 当社は内田久美子氏との間で会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏が原案どおり選任された場合、当該責任限定契約を継続します。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任を負うとしております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、当事業報告18頁に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

【添付書類】

事業報告（2021年10月1日から2022年9月30日まで）

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当社グループの事業セグメントは、証券ディーリングシステム、外国為替証拠金取引システム、取引所外取引システム等の開発及び保守を中心とする「金融ソリューション事業」、ITサポート及びグループ経営管理ソリューションシステムの開発及び販売を中心とする「ビジネスソリューション事業」及び機能性食材であるハナヒラタケの健康食品や化粧品等の開発及び販売を行う「ヘルスケア事業」の3つです。

当連結会計年度における当社グループの連結経営成績は、次の表のとおりです。なお、各事業の売上高はセグメント間の内部取引を含んでいません。

区分	2021年9月期		2022年9月期		前年度比 (%)
	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	
売上高	2,157	100.0	2,056	100.0	95.3
金融ソリューション事業	1,759	81.5	1,646	80.1	93.6
ビジネスソリューション事業	267	12.4	277	13.5	103.8
ヘルスケア事業	130	6.1	132	6.4	101.4
営業利益	219	—	241	—	109.8
親会社株主に帰属する当期純利益	201	—	173	—	86.1

当連結会計年度における国内経済は、ウィズコロナの新たな段階への移行が進む中で、経済活動の再開への機運が高まっているものの、ウクライナ情勢に対する懸念が世界の株式市場に影を落とし不安定さが増しているため、依然として景気の先行きが不透明な状況が続いております。

このような事業環境の中で、当連結会計年度の業績は、売上面では主力の金融ソリューション事業で減収となり、ビジネスソリューション事業及びヘルスケア事業で増収となったものの、連結売上高に占める金融ソリューション事業の比率が高いため、連結売上高は前年度に比べ100百万円減少し2,056百万円となりました。また損益面は、売上原価の低減に努めた結果、前年度に比べ改善し営業利益は241百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、持分法適用関連会社である株式会社デジタルアセットマーケットツ(以下、デジタルアセットマーケットツ)における持分変動利益の計上額が前年度より減少したため173百万円となりました。

当社の主力市場である証券システム分野においては、世界でも新技術を使った金融サービスが広がっている中で、『Spider Digital Transfer』を通じて新たな成長領域を開拓し、ビジネス機会を提供してまいります。

事業セグメント別の概況は、以下のとおりです。

なお、各事業の売上高には、セグメント間の内部取引を含んでいません。

金融ソリューション事業

金融ソリューション事業は、当社の事業です。

当連結会計年度の経営成績は次のとおりです。

売上高	1,646百万円（前年度比 93.6%）
セグメント利益	561百万円（前年度比 94.0%）

金融ソリューション事業では、新規受託案件が前年度に比べ減少しましたが、月額による定期収入であるソフトウェア保守売上及びライセンス利用料等の増加により、安定した収益基盤を築いており、売上高は前年度に比べ6.4%減少の1,646百万円、セグメント利益は前年度より6.0%減少の561百万円となりました。

デジタルアセットマーケットが目指す、web3.0時代の新たな金融プラットフォームの構築に引き続きシステム面で支えていきます。FinTechにより、これまでの縦割りのサービス展開から、非金融分野へと横断的なサービス展開ができる可能性を秘めており、金融ソリューション事業の事業領域も広がりを見せております。この流れをビジネスチャンスと捉え、更なる拡大を目指していきます。

ビジネスソリューション事業

ビジネスソリューション事業は、当社及び株式会社ビーエス・ジェイの事業です。

当連結会計年度の経営成績は次のとおりです。

売上高	277百万円（前年度比 103.8%）
セグメント利益	22百万円（前年度比 182.4%）

当連結会計年度においては、経済活動の再開の兆しが見え受注環境が改善したことにより、増収増益となりました。売上高は前年度比103.8%の277百万円、セグメント利益は、増収の影響により前年度比182.4%の22百万円となりました。

ビジネスソリューション事業は5期連続の黒字を達成しており、引き続き、経営統合管理プラットフォーム『GroupMAN@IT e2』の新規導入や追加開発案件を中心に安定した収益基盤を構築していきます。

ヘルスケア事業

ヘルスケア事業は当社及び株式会社インタートレードヘルスケアの事業です。
当連結会計年度の経営成績は次のとおりです。

売上高	132百万円（前年度比 101.4%）
セグメント損失	51百万円（前年度は84百万円のセグメント損失）

当連結会計年度においては、売上高は前年度比101.4%の132百万円となりました。損益面においては、棚卸資産における評価減の対象品目が減少し、自社製品による売上構成比の改善に伴い粗利益が増加したこと、また固定費の削減に努めた結果、セグメント損失は51百万円となり、前年度より32百万円改善しました。

機能性表示食品の取得に向けて準備を進めており、2023年9月期中の取得を目指しております。機能性表示食品の取得により『I T はなびらたけ』の機能性を表記することにより、消費者により訴求力の高い商品展開を進めてまいります。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は12百万円であります。
その主なものは、金融ソリューション事業におけるサーバ、ネットワーク機器類であります。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症がまだ終息が見通せない状況であることに加え、ロシアによるウクライナ侵略、世界的インフレ、米国FRBによる急激な利上げ等の影響により、依然経済の先行きは不透明な状況が続くものと予想され、世の中の構造が根本的に変わるようなパラダイムシフトが起きている中で、当社もより柔軟に対応していく必要があります。

金融ソリューション事業は、新技術によって非金融へと事業領域を拡大させておりますが、更なる発展に向けて当該分野のエンジニアの絶対数が不足していることから、その確保と事業領域のさらなる拡大に向けて取り組んでまいります。

ビジネスソリューション事業においては、売上に占める特定顧客の割合が高いため、業績が大きく変動する可能性があります。顧客層の拡大を図りより業績を安定させることに努めてまいります。

ヘルスケア事業においては、当社グループで生産する『ITはなびらたけ』のエビデンスを取得し付加価値を高めていくため、学術論文の発表等を行っており、機能性表示食品の取得を目指しております。より消費者に訴求力の高い商品を展開していくことにより事業規模の拡大を図り黒字化できるように取り組んでまいります。

なお、当社グループの自己資本比率は79.7%、当座比率は384.8%と財務体質は改善しておりますが、今後の事業強化や拡大を図るための資金が必要となる場合があります。そのため、リスクに耐え得る財務基盤を構築するために、金融機関との連携を強化し機動的な借入のみならず、多様な資金調達手法を検討していく必要があります。

9. 財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2019年9月期)	第 22 期 (2020年9月期)	第 23 期 (2021年9月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2022年9月期)
売 上 高 (千円)	1,791,134	2,195,658	2,157,258	2,056,330
経 常 利 益 (△ 経 常 損 失) (千円)	△411,853	△83,626	22,375	62,625
親会社株主に帰属する当期純利益 (△親会社株主に帰属する当期純損失) (千円)	△408,016	50,660	201,555	173,518
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (△ 1 株 当 たり 当 期 純 損 失) (円)	△56.78	7.05	28.05	24.15
総 資 産 (千円)	1,228,213	1,420,243	1,452,438	1,609,749
純 資 産 (千円)	754,726	909,619	1,115,268	1,294,543

10. 重要な子会社の状況

2022年9月30日現在

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
株式会社インタートレードヘルスケア	47,500千円	100.0%	ハナビラタケ及び関連製品の生産、販売 健康補助食品の販売
株式会社ビーエス・ジェイ	18,000千円	66.7%	グループ経営管理システムの開発、保守

11. 主要な事業内容

2022年9月30日現在

事業部門	事業内容
金融ソリューション事業	証券ディーリングシステム、外国為替証拠金取引システム、取引所外取引システム及び暗号資産プラットフォーム等の開発及び保守、
ビジネスソリューション事業	ITサポート及びグループ経営管理ソリューションシステム等の開発及び販売
ヘルスケア事業	健康食品や化粧品等の開発及び販売

12. 主要な事業所

① 当社

2022年9月30日現在

名称	所在地
本 社	東京都中央区新川一丁目17番21号

② 子会社

2022年9月30日現在

名称	所在地
株式会社インタートレードヘルスケア	東京都中央区新川一丁目17番21号
株式会社ビーエス・ジェイ	東京都中央区新川一丁目17番21号

13. 使用人の状況

企業集団の使用人の状況

2022年9月30日現在

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
87名	3名(減)	40歳 11ヶ月	11年 0ヶ月

(注) 上記使用人には、使用人兼取締役2名は含んでおりません。

当社の使用人の状況

2022年9月30日現在

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
80名	3名(減)	40歳 5ヶ月	11年 0ヶ月

(注) 上記使用人には、使用人兼取締役2名は含んでおりません。

14. 主要な借入先

2022年9月30日現在

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	100,000千円

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の状況に関する事項 (2022年9月30日現在)

1. 株式に関する事項

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 26,712,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 7,444,800株 |
| ③ 株主数 | 3,326名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数 株	持株比率 %
西 本 一 也	1,346,400	18.74
株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー	718,700	10.00
株式会社SBI証券	299,500	4.17
株式会社SBIネオトレード証券	289,300	4.03
楽天証券株式会社	232,300	3.23
尾 崎 孝 博	230,000	3.20
山 口 文 明	203,500	2.83
赤木屋ホールディングス株式会社	200,000	2.78
日本証券金融株式会社	125,700	1.75
西 本 か な	125,500	1.75

(注) 当社は、自己株式259,200株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度末日において、会社役員が保有している新株予約権等の状況
2021年9月16日開催の取締役会決議による新株予約権

	取締役(社外取締役を除く)	社外取締役	監査役
保有者数	4人	1人	3人
新株予約権の数	400個	20個	60個
目的である株式の種類及び数	普通株式40,000株	普通株式2,000株	普通株式6,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個に当たり300円(1株あたり3円)		
新株予約権の行使価額	新株予約権1個に当たり53,400円		
新株予約権の行使期間	2025年1月1日から2028年10月28日まで		
新株予約権の行使条件	<p>2023年9月期から2025年9月期までの事業年度において、当社の連結損益計算書に記載された売上高が、下記(a)または(b)の条件を満たした場合</p> <p>(a) 2023年9月期及び2024年9月期の売上高が2期連続で25億円を超過した場合 行使可能割合：割り当てられた本新株予約権の50%まで</p> <p>(b) 2023年9月期乃至2025年9月期の全ての事業年度の売上高が3期連続で25億円を超過した場合 行使可能割合：割り当てられた本新株予約権の100%まで</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>		

② 当事業年度中に使用人に付与した新株予約権の状況
2021年9月16日開催の取締役会決議による新株予約権

	当社使用人
交付者数	54人
新株予約権の数	1,994個
目的である株式の種類及び数	普通株式199,400株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個に当たり300円（1株あたり3円）
新株予約権の行使価額	新株予約権1個に当たり53,400円
新株予約権の行使期間	2025年1月1日から2028年10月28日まで
新株予約権の行使条件	<p>2023年9月期から2025年9月期までの事業年度において、当社の連結損益計算書に記載された売上高が、下記(a)または(b)の条件を満たした場合</p> <p>(a) 2023年9月期及び2024年9月期の売上高が2期連続で25億円を超過した場合 行使可能割合：割り当てられた本新株予約権の50%まで</p> <p>(b) 2023年9月期乃至2025年9月期の全ての事業年度の売上高が3期連続で25億円を超過した場合 行使可能割合：割り当てられた本新株予約権の100%まで</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>

3. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等

2022年9月30日現在

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 本 一 也	株式会社デジタルアセットマーケットズ代表取締役
取 締 役	尾 崎 孝 博	一般財団法人ホワイトロック財団理事
取 締 役	阿久津 智 巳	ビジネスソリューション事業本部長
取 締 役	内 藤 敏 裕	ヘルスケア事業本部長
取 締 役	平 石 智 紀	公認会計士 株式会社アクリア代表取締役 税理士法人アクリア代表社員 株式会社FUNDINNO取締役 三桜工業株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	川 瀬 宏 史	—
監 査 役	内 田 久美子	弁護士 和田倉門法律事務所パートナー弁護士 株式会社トレジャー・ファクトリー社外取締役 株式会社ビューティガレージ社外取締役 株式会社ミサワ社外取締役 ビクスタ株式会社社外取締役
監 査 役	中 里 健 一	—

- (注) 1. 取締役平石智紀氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 常勤監査役川瀬宏史氏は、経理財務を統括する管理部門の部門長を務めた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役内田久美子氏及び中里健一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
4. 監査役内田久美子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役中里健一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、社外取締役の平石智紀氏、社外監査役の内田久美子氏及び中里健一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、会社に対して損害賠償責任を負うとしております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び業務執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者などから損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用などの損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しております。当社の取締役報酬は固定報酬からなり、中長期的な企業成長への貢献度及び個人の業績評価等をもとに、株主総会で決議された総額の範囲内で、代表取締役社長が各取締役の報酬金額を起案し、取締役会に諮り決定しております。報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2004年5月28日開催の臨時株主総会において年額400百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の報酬限度額は、2004年5月28日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	48百万円 (3百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	12百万円 (4百万円)
計	8名	60百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

取締役平石智紀氏は、株式会社アクリア代表取締役、税理士法人アクリア代表社員、株式会社FUNDINNO取締役及び三桜工業株式会社社外監査役を兼任しております。

監査役内田久美子氏は、和田倉門法律事務所パートナー弁護士、株式会社トレジャー・ファクトリーの社外取締役、株式会社ビューティガレージの社外取締役、株式会社ミサワの社外取締役及びピクスタ株式会社の社外取締役を兼任しております。

両氏が兼任する法人と当社とは特別の関係にはありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	取締役会等への出席状況並びに発言その他の活動状況
取締役	平石智紀	当事業年度中に開催された取締役会20回のうち20回に出席し、適宜質問するとともに、主に公認会計士としての見地から意見を述べております。
監査役	内田久美子	当事業年度中に開催された監査役会16回のうち15回に出席しております。また、取締役会20回のうち14回に出席し、適宜質問するとともに、必要に応じて社外監査役の立場から意見を述べております。
監査役	中里健一	当事業年度中に開催された監査役会16回のうち16回に出席しております。また、取締役会20回のうち20回に出席し、適宜質問するとともに、必要に応じて社外監査役の立場から意見を述べております。

- (注) 当社は社外役員がやむを得ず欠席する場合にも、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取等を行うことにより、議案審議等に関与できる環境を整えております。

4. 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
監査法人アヴァンティア
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 27,900千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭
その他財産上の利益の合計額 27,900千円
- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との区分をしておらず、実質的にも区分ができないことから、上記金額はこれらの合計金額を記載しております。
- ③ 会計監査人の報酬額の同意について
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画と監査の実施状況を確認し、当事業年度の報酬額の見積りの算出根拠等が適切であることを検証した上で、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
- ④ 当事業年度中に辞任した会計監査人
該当事項はありません。
- ⑤ 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- ⑥ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。
- ⑦ 補償契約の内容の概要
該当事項はありません。
- ⑧ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

Ⅲ. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。

当事業年度においても、個人及び組織のコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、研修教育を継続的に実施するとともに、コンプライアンスへの取組みの指針となるコンプライアンスマニュアルを社内グループウェアを通じて全社員への周知を徹底し、コンプライアンス意識の浸透、高揚に努めました。さらに、内部統制システムの運用上、新たに見出された問題点等について適時適切に是正改善し、必要に応じて再発防止への取組みを実施してまいりました。

以上のことから、当事業年度における当社の内部統制システムは適切に運用されていることを確認しております。

以下は内部統制システムに係る基本体制の概要です。

① 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、リスク管理を担当する役員を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、「インタートレードグループ・コンプライアンスマニュアル」を制定しております。コンプライアンスの推進にあたり、コンプライアンス・リスク管理委員会を原則毎月1回定期的に開催しております。また、当社は部署毎に、子会社は子会社毎に責任者を選任し、継続的な教育等を実施しています。

以上の施策により、コンプライアンスの重要性の認識に基づく業務運営の確保に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書及び契約書等の重要な意思決定に係る電磁記録を含む文書等の取締役の職務執行に係る情報については、法令を遵守するほか、文書管理規程及びこれらに関する規程等に従って保存・管理しております。また、取締役、監査役及び会計監査人等が必要に応じて閲覧、謄写できるアクセス手段を整備しており、情報の管理については「情報セキュリティ基本方針」に基づき行っております。

③ 当社及び当社子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会及びコンプライアンス・リスク管理委員会において、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすリスクに対処するため、当社グループの「リスク管理マニュアル」を整備しております。

同マニュアルにおいて、リスクに応じた責任部門及び有事の体制を明確にするとともに、内部監査による当社各部門及び各子会社のリスク管理体制について定期的にモニタリングし、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告する体制を構築しております。

- ④ 当社取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 当社及び当社子会社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、適時臨時の取締役会を開催し、取締役会の機能強化及び経営効率の向上を目指しております。また、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行う上で価値観の統一のため、当社と当社子会社の全取締役及び当社各部門長を中心とするメンバーで経営会議を毎月1回以上開催しております。
 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、当社各部門及び各子会社の中期経営計画及び各年度予算の立案と、全社的な目標を設定し、その進捗と具体的な施策についての報告を行っております。
 また、当社及び当社子会社は、社内規程を整備し、各取締役の権限と責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築しております。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 当社は、グループ会社の業務の適正を確保するとともに統一的な管理体制を確立するため、「グループ会社管理規程」を定め、これを基礎としてグループ各社の管理を行うほか、グループ会社に当社から取締役及び監査役を派遣し、企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努めております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 当社は、現在監査役を補助すべき使用人を設置しておりませんが、監査役が求めた場合には速やかに設置することとしております。その場合には、監査業務に関しては当該使用人が取締役等の指揮命令を受けないこととして、取締役からの独立性を確保することとしております。なお、当該使用人の人事については監査役の事前同意を得るものとしております。
- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が当社監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
 法令及び監査役に関する規程に基づいて、当社及び当社子会社の取締役は下記の事項を当社監査役会に報告することとしております。
 イ. 重大な法令、定款違反に関する事項
 ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 ハ. 経営状況として重要な事項
 ニ. コンプライアンス上重要な事項
 ホ. その他会議等で決議された重要事項
 ヘ. その他重要事項
 また当社及び当社子会社の使用人等は、上記事項に関する重大な事実を発見した場合は、当社監査役に直接報告できるよう体制を整えております。なお、当該報告をしたことを理由として報告者に不利益な取り扱いはいりません。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が常時、コンプライアンス・リスク管理委員会や経営会議等の重要な会議に参加できる体制を確保しております。監査役は、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査人と情報交換に努め、連携して当社及び当社子会社の監査の実効性を確保しております。また、取締役は、監査役会と定期的な意見交換を実施しております。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求、妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応することを基本方針としております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社株式を保有していただいている株主の皆様に対しての利益還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付けており、財務基盤の健全性、今後の事業展開のための内部留保等を勘案しながら、業績に応じた安定的な配当の継続を行うことを基本方針としています。今後とも業績の向上に全力を傾注し、収益力及び財務体質の強化を図る所存です。

内部留保資金につきましては、将来の成長に向けた効果的な設備投資及び研究開発投資に活用する方針です。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2022年9月30日現在)

(単位 千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,217,633
現金及び預金	857,483
受取手形、売掛金及び契 約資産	280,360
商品及び製品	10,169
仕掛品	7,821
原材料及び貯蔵品	5,555
その他	56,498
貸倒引当金	△256
固定資産	392,116
有形固定資産	44,972
建物及び構築物	4,970
工具、器具及び備品	17,596
リース資産	22,405
無形固定資産	7,325
ソフトウェア	6,961
その他	364
投資その他の資産	339,818
投資有価証券	202,016
敷金及び保証金	124,370
繰延税金資産	9,050
その他	16,232
貸倒引当金	△11,851
資産合計	1,609,749

科目	金額
負債の部	
流動負債	295,733
買掛金	67,791
短期借入金	100,000
リース債務	16,263
未払法人税等	28,689
契約負債	25,381
その他	57,605
固定負債	19,472
リース債務	9,284
退職給付に係る負債	9,132
その他	1,056
負債合計	315,205
純資産の部	
株主資本	1,282,544
資本金	1,478,433
資本剰余金	996,567
利益剰余金	△1,097,425
自己株式	△95,031
新株予約権	742
非支配株主持分	11,257
純資産合計	1,294,543
負債・純資産合計	1,609,749

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売上高		2,056,330
売上原価		1,290,957
売上総利益		765,373
販売費及び一般管理費		524,271
営業利益		241,101
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	2	
助成金収入	480	
雑収入	208	
その他	22	720
営業外費用		
支払利息	1,257	
持分法による投資損失	177,883	
その他	54	179,196
経常利益		62,625
特別利益		
持分変動利益	154,872	154,872
税金等調整前当期純利益		217,498
法人税、住民税及び事業税	37,965	
法人税等調整額	1,000	38,965
当期純利益		178,532
非支配株主に帰属する当期純利益		5,014
親会社株主に帰属する当期純利益		173,518

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表 (2022年9月30日現在)

(単位 千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,137,014
現金及び預金	802,793
売掛金及び契約資産	272,599
商品及び製品	3,512
仕掛品	3,555
前払費用	40,673
その他	14,125
貸倒引当金	△246
固定資産	311,901
有形固定資産	44,828
建物	4,970
工具、器具及び備品	17,452
リース資産	22,405
無形固定資産	7,325
ソフトウェア	6,961
電話加入権	364
投資その他の資産	259,747
関係会社株式	99,067
出資金	50
長期貸付金	323,010
敷金及び保証金	122,170
長期前払費用	3,143
その他	11,851
貸倒引当金	△299,546
資産合計	1,448,915

科目	金額
負債の部	
流動負債	289,810
買掛金	84,917
短期借入金	100,000
リース債務	16,263
未払金	14,408
未払費用	5,391
未払法人税等	20,634
契約負債	18,685
預り金	11,128
その他	18,381
固定負債	10,340
リース債務	9,284
その他	1,056
負債合計	300,151
純資産の部	
株主資本	1,148,022
資本金	1,478,433
資本剰余金	794,264
資本準備金	794,264
利益剰余金	△1,029,644
その他利益剰余金	△1,029,644
繰越利益剰余金	△1,029,644
自己株式	△95,031
新株予約権	742
純資産合計	1,148,764
負債・純資産合計	1,448,915

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書（2021年10月1日から2022年9月30日まで）

（単位 千円）

科 目	金	額
売上高		1,952,914
売上原価		1,275,463
売上総利益		677,451
販売費及び一般管理費		457,159
営業利益		220,291
営業外収益		
受取利息及び配当金	123	
関係会社経費分担金	1,200	
助成金収入	480	
その他	179	1,982
営業外費用		
支払利息	1,257	
その他	31	1,289
経常利益		220,984
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入益	16,500	16,500
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	7,155	7,155
税引前当期純利益		230,329
法人税、住民税及び事業税	29,593	29,593
当期純利益		200,735

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年11月21日

株式会社インタートレード

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 木村 直人
業務執行社員

指定社員 公認会計士 戸城 秀樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インタートレードの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インタートレード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年11月21日

株式会社インタートレード
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士 木村 直人
指定社員 業務執行社員	公認会計士 戸城 秀樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インタートレードの2021年10月1日から2022年9月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月22日

株式会社インタートレード 監査役会

常勤監査役	川瀬 宏史	㊟
社外監査役	内田 久美子	㊟
社外監査役	中里 健一	㊟

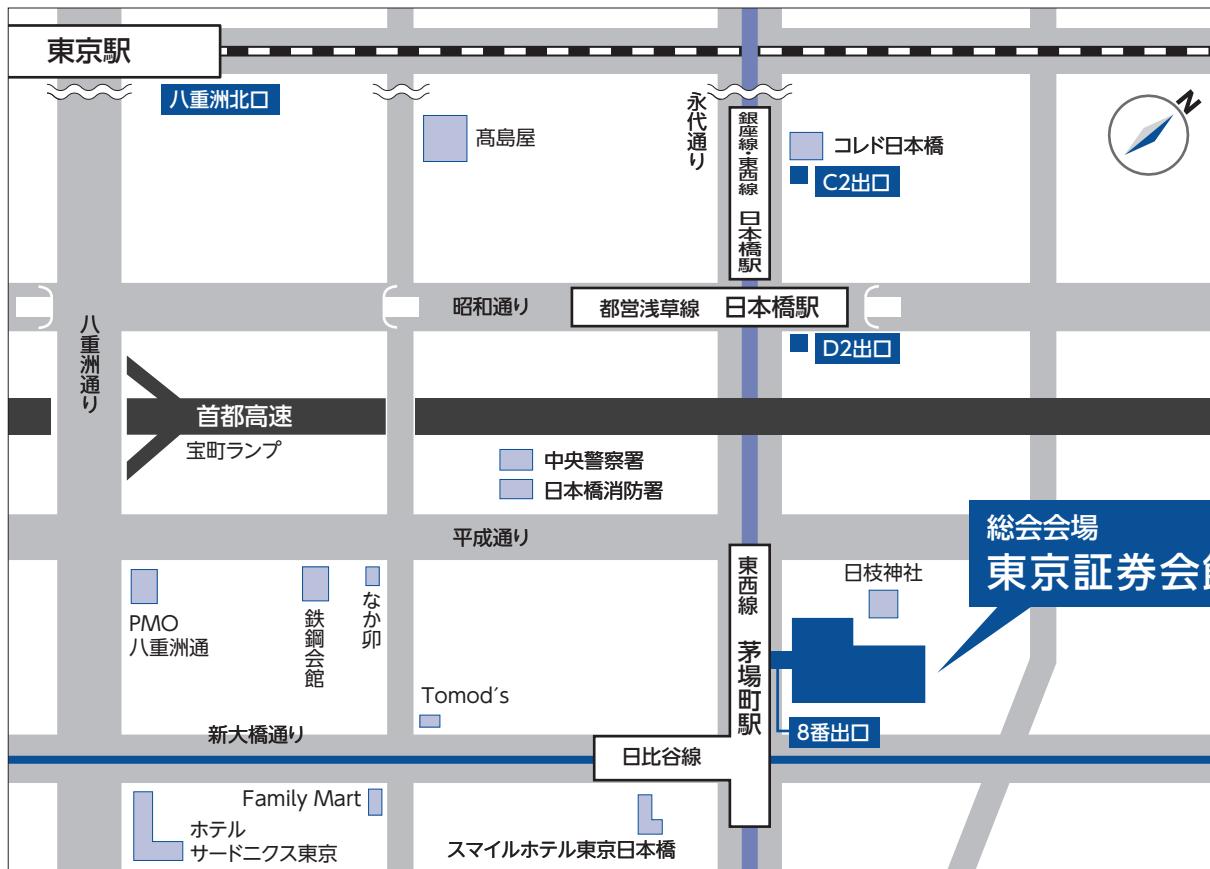
以 上

株主総会会場 ご案内図

会場

東京証券会館9階

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 TEL 03-3667-9210



交通

- 東京メトロ東西線・日比谷線 茅場町駅 (8番出口直結)
- 東京メトロ銀座線・東西線 日本橋駅 (C2出口より徒歩6分)
- 都営地下鉄浅草線 日本橋駅 (D2出口より徒歩5分)

お知らせ 誠に申し訳ございませんが、会場には駐車場がございませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

